

都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部
及び中心市街地活性化本部の会合の開催方法について

〔平成 19 年 10 月 9 日〕
閣 議 決 定

1. 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合については、特段の事情がない限り、合同で開催するものとする。
2. 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合を合同で開催する場合には、当該会合を地域活性化統合本部会合と総称する。